

津市監第128号
平成20年8月21日

津市長 松田直久様

津市監査委員	岡部高樹
同	前田勝彦
同	大野寛
同	山中利之

平成19年度津市財政健全化判断比率等審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「財政健全化法」という。）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき審査に付された、平成19年度津市一般会計・特別会計、平成19年度津市公営企業会計の決算等に係る下記の健全化判断比率及び資金不足比率、並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見を提出します。

記

- 1 健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 資金不足比率

目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	2
1	健全化判断比率	3
	【参考】健全化判断比率の概要	4
(1)	実質赤字比率	6
	ア 審査の結果	6
	イ 審査の概要	6
(2)	連結実質赤字比率	8
	ア 審査の結果	8
	イ 審査の概要	8
(3)	実質公債費比率	11
	ア 審査の結果	11
	イ 審査の概要	11
	ウ 所 見	12
(4)	将来負担比率	14
	ア 審査の結果	14
	イ 審査の概要	14
	ウ 所 見	15
2	資金不足比率	21
	【参考】資金不足比率の概要	22
(1)	津市水道事業会計に係る資金不足比率	23
	ア 審査の結果	23
	イ 審査の概要	23
(2)	津市工業用水道事業会計に係る資金不足比率	25
	ア 審査の結果	25
	イ 審査の概要	25
(3)	津市駐車場事業会計に係る資金不足比率	26
	ア 審査の結果	26
	イ 審査の概要	26
(4)	津市農業共済事業会計に係る資金不足比率	27
	ア 審査の結果	27
	イ 審査の概要	27

(5) 津市風力発電事業特別会計に係る資金不足比率	28
ア 審査の結果	28
イ 審査の概要	28
(6) 津市簡易水道事業特別会計に係る資金不足比率	29
ア 審査の結果	29
イ 審査の概要	29
(7) 津市農業集落排水事業特別会計に係る資金不足比率	31
ア 審査の結果	31
イ 審査の概要	31
ウ 所見	31
(8) 津市下水道事業特別会計に係る資金不足比率	33
ア 審査の結果	33
イ 審査の概要	33

凡 例

- 1 文中及び表中に用いる健全化判断比率及び資金不足比率の算定に係る数値は、算定要領上の端数処理により表示した。したがって、平成19年度津市一般会計・特別会計歳入歳出決算等審査意見書及び平成19年度津市公営企業会計決算等審査意見書（以下、この凡例において「決算等審査意見書」という。）における端数処理と異なる場合があり、決算等審査意見書に表示した数値と一致しない場合がある。
- 2 この意見書における監査委員の指摘事項又は所見の内容は、決算等審査意見書の内容と重複しないよう配慮した。
- 3 実質公債費比率及び将来負担比率は、関連性のある算定要素が含まれることから、その指摘事項又は所見が同様の内容となる場合があるが、これらの比率の算定趣旨等が異なるため、それぞれに記載することとした。

平成 19 年度津市財政健全化判断比率等審査意見

第 1 審査の対象

審査の対象は、次の健全化判断比率等である。

- 1 健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 資金不足比率
- 3 上記の健全化判断比率等の算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎書類」という。）

第 2 審査の期間

1 健全化判断比率

平成 20 年 7 月 30 日に市長から審査に付され、同日から同年 8 月 20 日までを審査の期間とした。

2 資金不足比率

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）を適用する公営企業（以下「法適用企業」という。）の特別会計に係る資金不足比率については、平成 20 年 6 月 17 日に市長から審査に付され、同日から同年 8 月 7 日までを審査の期間とした。

地方公営企業法を適用しない公営企業（以下「法非適用企業」という。）の特別会計に係る資金不足比率については、同年 7 月 9 日に市長から審査に付され、同日から同年 8 月 7 日までを審査の期間とした。

第 3 審査の方法

審査に当たっての着眼点及び審査の手続は、次のとおりであるが、審査期間に応じた効率的な審査を実施するため、試査（審査の対象となっている事項の一部を抽出して検証し、その結果によって、全体の正否又は適否を推定することをいう。）による審査を実施した。

なお、関連する平成 19 年度津市一般会計・特別会計歳入歳出決算等及び平成 19 年度津市公営企業会計決算等の審査は、平成 20 年 8 月 7 日に終え、その計数はいずれも正確に表示されているものと認められた。

1 審査の着眼点

審査に当たっての主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 各比率は、財政健全化法等に基づき適正に算定されているか。

- (2) 算定基礎書類に記載された数値及び計算方法は、正確かつ適正で、数値の根拠となる書類（以下「算定基礎資料」という。）が備えられているか。
- (3) 算定過程における判断は、客観的妥当性を有するものであるか。

2 審査の手続

審査の手続については、健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定基礎書類の数値の正確性、判断の妥当性等を検証するため、算定基礎資料を入手のうえ、照合等を行うとともに、政策財務部（財政課）等関係部局の職員から説明を聴取した。

第4 審査の結果

健全化判断比率、資金不足比率等の審査の結果は、比率ごとに次に記載したとおりである。

1 健全化判断比率

【参 考】

健全化判断比率の概要

●実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模の額}}$$

「一般会計等の実質赤字額」 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字額

「実質赤字額」 繰上充用額（形式赤字額＋（制度上の繰越額－未収入特定財源の額））＋支払繰延額＋事業繰越額

●連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模の額}}$$

「連結実質赤字額」 イとロの合計額が、ハとニの合計額を超える場合はその超える額

イ 一般会計及び公営企業（法適用企業・法非適用企業をいう。以下同じ。）以外の特別会計における実質赤字額の合計額

ロ 公営企業の特別会計（宅地造成事業以外のもの）における資金の不足額の合計額

・ 法適用企業の「資金の不足額」

（流動負債の額と建設改良費等以外の経費の財源に充てる地方債現在高の合計額が、流動資産の額（繰越財源の額を除く。）を超える場合はその超える額）－解消可能資金不足額（※）

・ 法非適用企業の「資金の不足額」

（歳出額と建設改良費等以外の経費の財源に充てる地方債現在高の合計額が、歳入額（繰越財源の額を除く。）を超える場合はその超える額）－解消可能資金不足額

（※）事業の性質上、事業開始後一定期間に資金の不足額が生じるなどの事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計における実質黒字額の合計額

「実質黒字額」 歳入額（繰越財源の額を除く。）が、歳出額を超える場合はその超える額

ニ 公営企業の特別会計（宅地造成事業以外のもの）における資金の剰余額の合計額

・ 法適用企業の「資金の剰余額」

（流動資産の額（繰越財源の額を除く。）が、流動負債の額と建設改良費等以外の経費の財源に充てる地方債現在高の合計額を超える場合はその超える額）

・ 法非適用企業の「資金の剰余額」

（歳入額（繰越財源の額を除く。）が、歳出額と建設改良費等以外の経費の財源に充てる地方債現在高の合計額を超える場合はその超える額）

●実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模の額} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3 か年平均)

「準元利償還金」イからホまでの合計額

- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還した場合における 1 年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 一部事務組合等への負担金等のうち一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

「基準財政需要額算入額」

地方債の元利償還金・準元利償還金に係る普通交付税額の算定に用いる基準財政需要額に算入される額として総務省令で定めるところにより算定した額。将来負担比率において同じ。

●将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模の額} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

「将来負担額」イからチまでの合計額

- イ 一般会計等の平成 19 年度末における地方債の現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還の財源に充てるための一般会計等からの負担見込額
- ニ 一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるための負担見込額
- ホ 退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額等のうち当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

「充当可能基金額」イからへまでの償還額等に充てることのできる基金の額

「特定財源見込額」イから二までの償還額等に充てることのできる特定の歳入の見込額

(1) 実質赤字比率

ア 審査の結果

実質赤字比率は、表 1 のとおり審査に付されたところ、当該比率及び算定基礎書類は、財政健全化法等の定めるところにより、適正に算定されたものであると認められた。

【表 1】審査に付された実質赤字比率 (単位:%)

決算年度	実質赤字比率	(参 考)	
		早期健全化基準 (注 1)	財政再生基準 (注 2)
平成 19 年度	—	11.25	20.00

イ 審査の概要

実質赤字比率は、一般会計等（津市一般会計、津市土地区画整理事業特別会計、津市住宅新築資金等貸付事業特別会計をいう。各比率において同じ。）の実質赤字額（「健全化判断比率の概要」参照）を、標準財政規模の額（臨時財政対策債発行可能額を含む。各比率において同じ。）で除して得た数値となる。

審査に付された実質赤字比率は、実質赤字額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであることから、平成 19 年度一般会計等決算に係る実質赤字額が生じているか否かを審査した。

まず、繰上充用額について見ると、一般会計等相互間の繰入れ・繰出しによる重複額を控除した純計による歳入の合計額は 948 億 3,412 万 9 千円、歳出の合計額は 920 億 1,977 万 3 千円で、形式収支額は 28 億 1,435 万 6 千円となる。

そして、平成 20 年度に繰り越すべき財源（以下「繰越財源」という。各比率において同じ。）の額について見ると、継続費遞次繰越額及び繰越明許費繰越額の合計額は 4 億 8,591 万 8 千円となるが、同額から未収入特定財源（国・県支出金及び地方債）の合計額 3 億 5,374 万 6 千円が控除されることから、繰越財源の額は 1 億 3,217 万 2 千円で、形式収支額から繰越財源の額を差し引くと 26 億 8,218 万 4 千円となり、繰上充用額は生じていない。

さらに、支払繰延額及び事業繰越額はなく、実質収支額は 26 億 8,218 万 4 千円となり、実質赤字額は生じていない。参考に

実質収支額の状況を示すと表2のとおりとなる。

なお、未収入特定財源について、その収入の確実性を証する書類の有無を確認したところ、補助金交付決定通知書及び起債同意書が備えられていた。

【表2】(参考)実質収支額の状況 (単位:千円・%)

区 分	実 質 収 支 額
津市一般会計	3,327,938
津市土地区画整理事業特別会計	△569,062
津市住宅新築資金等貸付事業特別会計	△76,692
合 計 (A)	2,682,184
標準財政規模の額 (B)	62,565,574
うち臨時財政対策債発行可能額	2,888,590
実質収支額の標準財政規模の額に対する比率 (A÷B)	4.28

(注1) 財政健全化法施行令第7条で定める財政の早期健全化(財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図ることをいう。)を図るべき基準で、平成20年度以降の決算に係る健全化判断比率のいずれかが、健全化判断比率ごとに定められた早期健全化基準以上である場合(財政再生基準以上である場合を除く。)は、財政健全化計画を定めなければならない。

(注2) 同令第8条で定める財政の再生(財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図ることをいう。)を図るべき基準で、平成20年度以降の決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率(これを「再生判断比率」という。)のいずれかが、再生判断比率ごとに定められた財政再生基準以上である場合は、財政再生計画を定めなければならない。

(2) 連結実質赤字比率

ア 審査の結果

連結実質赤字比率は、表 1 のとおり審査に付されたところ、当該比率及び算定基礎書類は、財政健全化法等の定めるところにより、適正に算定されたものであると認められた。

【表 1】審査に付された連結実質赤字比率 (単位:%)

決算年度	連結実質赤字比率	(参 考)	
		早期健全化 基 準	財政再生 基 準
平成 19 年度	—	16.25	40.00

イ 審査の概要

連結実質赤字比率は、一般会計等、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業以外の特別会計（津市椋本財産区特別会計を除く。以下同じ。）及び公営企業の特別会計における実質赤字額と資金の不足額の合計額が、これらの会計の実質黒字額と資金の剰余額の合計額を超える場合、その超える額（これを「連結実質赤字額」という。「健全化判断比率の概要」参照）を、標準財政規模の額で除して得た数値となる。

審査に付された連結実質赤字比率は、連結実質赤字額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであることから、これらの会計の平成 19 年度決算に係る連結実質赤字額が生じているか否かを審査した。

まず、一般会計等については、実質赤字比率で見たように、実質収支額は 26 億 8,218 万 4 千円となり、実質赤字額は生じていない。

次に、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業以外の特別会計について見ると、対象となる特別会計は、津市国民健康保険事業、津市老人保健医療事業及び津市介護保険事業の各特別会計のほか、津市モーターボート競走事業特別会計が対象となるが、これらの会計の歳入の合計額は 1,094 億 4,394 万 1 千円、歳出の合計額は 1,093 億 8,126 万 8 千円で、形式収支額は 6,267 万 3 千円となる。

そして、繰越財源の額並びに支払繰延額及び事業繰越額はなく、実質収支額は 6,267 万 3 千円となり、実質赤字額は生じて

いない。

次に、公営企業の特別会計について見ると、まず、法適用企業の特別会計は、津市水道事業、津市工業用水道事業、津市駐車場事業及び津市農業共済事業の各特別会計が対象となるが、これらの会計の流動負債の合計額は 9 億 8,697 万 9 千円で、これに合算すべき地方債の現在高はなく、他方、流動資産の合計額は 54 億 4,681 万 5 千円で、そこから控除すべき繰越財源の額はないことから、44 億 5,983 万 6 千円の剰余額が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

法非適用企業の特別会計は、津市風力発電事業、津市簡易水道事業、津市農業集落排水事業及び津市下水道事業の各特別会計が対象となるが、これらの会計の歳出の合計額は 157 億 3,228 万 8 千円で、これに合算すべき地方債の現在高はなく、他方、歳入の合計額は 160 億 7,991 万 7 千円で、控除すべき繰越財源の額 3 億 2,808 万 9 千円(繰越明許費繰越額の合計額 25 億 6,207 万 3 千円から未収入特定財源(国・県支出金、地方債及び事業負担金)の合計額 22 億 3,398 万 4 千円を差し引いた額)を差し引くと、当該歳入額は 157 億 5,182 万 8 千円となることから、1,954 万円の剰余額が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

以上のとおり、連結実質赤字額は生じていないこととなり、参考に実質収支額(連結)の状況を示すと表 2 のとおりとなる。

なお、未収入特定財源について、その収入の確実性を証する書類の有無を確認したところ、補助金交付決定通知書、起債同意書及び費用負担契約書が備えられていた。

【表2】(参考)実質収支額(連結)の状況

(単位:千円・%)

区 分		実質収支額等	
計一般会計等(純でない)	津市一般会計	2,682,045	
	津市土地区画整理事業特別会計	0	
	津市住宅新築資金等貸付事業特別会計	139	
	小 計	2,682,184	
会計 公営企業以外の特別	津市国民健康保険事業特別会計	12,461	
	津市老人保健医療事業特別会計	△287,226	
	津市介護保険事業特別会計	318,827	
	津市モーターボート競走事業特別会計	18,611	
	小 計	62,673	
公営企業の特別会計	法適用企業	津市水道事業会計	4,006,360
		津市工業用水道事業会計	99,035
		津市駐車場事業会計	39,303
		津市農業共済事業会計	315,138
	法非適用企業	津市風力発電事業特別会計	14,420
		津市簡易水道事業特別会計	4,033
		津市農業集落排水事業特別会計	146
		津市下水道事業特別会計	941
	小 計	4,479,376	
	合 計 (A)		7,224,233
標準財政規模の額 (B)		62,565,574	
うち臨時財政対策債発行可能額		2,888,590	
実質収支額(連結)の標準財政規模の額に対する比率(A÷B)		11.54	

(3) 実質公債費比率

ア 審査の結果

実質公債費比率は、当初 14.0 パーセントとして審査に付されたところ、審査過程における監査委員の指摘事項（後記「審査の概要」参照）及び財政課による数値の見直しによる再算定の結果、表 1 に示すとおり、当該比率は 13.4 パーセントに訂正され審査に付されることとなったが、早期健全化基準 25.0 パーセントを下回るものであった。

そして、当該訂正後の比率及びその算定基礎書類は、財政健全化法等の定めるところにより、適正に算定されたものであると認められるものの、その算定過程の一部には、後記「所見」で示すとおり、講じられるべき措置に関する事項があり、今後の実質公債費比率の算定に向けて意見するものである。

【表 1】審査に付された実質公債費比率 (単位：%)

決算年度	実質公債費比率		(参 考)	
			早期健全化基準	財政再生基準
平成 19 年度	当初審査に付された比率	14.0	25.0	35.0
	訂正後審査に付された比率	13.4		

イ 審査の概要

実質公債費比率は、地方債の元利償還金のほか、元利償還金に準ずるもの（これを「準元利償還金」という。「健全化判断比率の概要」参照）を含めた実質的な公債費相当額から充当可能な特定財源の額及び地方債の元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額（これを「基準財政需要額算入額」という。将来負担比率において同じ。）を控除した額を、標準財政規模の額から基準財政需要額算入額を控除した額で除して得た数値の前 3 年度の平均値となることから、これらの算定要素における数値が適正に算定されているか否かなどを審査した。

算定要素のうち、一般会計等において負担すべき実質的な公債費相当額の財源に充てることのできる特定の歳入として、公営住宅使用料充当可能額を算定されているが、地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入の額を算定するための基準（平成 20

年総務省告示第 243 号。将来負担比率において「特定歳入算定基準」という。) 第 3 条第 2 項で定める充当方法(公営住宅の維持管理に要する経費に充当後、その残余がある場合に、当該残余額を地方債の償還額等に充当することができるとする方法をいう。)によらず算定されていたことから、これを指摘し、再算定を求めた。

なお、参考に実質公債費比率の算定状況を示すと表 2 のとおりである。

ウ 所見

審査の概要で示した数値の再算定に至った指摘事項のほか、今後講じられるべき措置に関する事項について、次のとおり意見を述べる。

(ア) 準元利償還金

準元利償還金については、総務省が示した算定基礎書類の記載要領(以下「算定基礎書類記載要領」という。将来負担比率、資金不足比率において同じ。)において、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 214 条に基づく債務負担行為に基づき支出されているものを対象に算定することとされている。

ところが、国営中勢用水事業償還負担金については、従来、同条に基づく債務負担行為が設定されることなく支出されていたが、平成 20 年度当初予算において債務負担行為が設定されたものの、算定基礎書類記載要領に従い算定の対象とされなかった。

この事実は、算定基礎書類記載要領に従ったものであったとしても、公債費による財政負担を客観的に表そうとする公債費負担比率の趣旨にかんがみると、妥当を欠くおそれが懸念されることから、他に債務負担行為を設定すべき債務があるか否かを全庁的に調査され、当該債務があると判明した場合は、債務負担行為を設定のうえ、今後の実質公債費比率の算定に反映されたい。

(イ) その他

算定基礎資料は、実質公債費比率の算定に係る数値の情報を容易に検索できるよう整理されていたものの、公営企業債等の繰入見込額及び都市計画税の充当可能額の算定に係る一部の数値の情報は、客観的資料が不足し、検算が困難なものがあつたことから、今後の実質公債費比率の算定においては、

算定基礎資料の十分な整理に努められたい。

【表2】(参考)実質公債費比率の算定状況 (単位:千円・%)

年 度 区 分	平成19年度	平成18年度	平成17年度
公債費相当額 (A) (B + C)	17,408,851	17,327,065	17,642,690
地方債の元利償還金 (繰上償還等を除く) (B)	13,017,835	13,101,137	13,561,892
準元利償還金 (C)	4,391,016	4,225,928	4,080,798
充当可能特定財源の額 (D)	1,931,544	2,012,296	1,820,730
公債費相当額 - 充当可 能特定財源の額 (E) (A - D)	15,477,307	15,314,769	15,821,960
標準財政規模の額 (F)	62,565,574	62,480,569	61,615,433
うち臨時財政対策債 発行可能額	2,888,590	3,186,954	3,524,483
基準財政需要額算入額 (G)	8,229,178	8,053,201	8,567,659
実質公債費比率(単年度) (E - G) ÷ (F - G)	13.33936	13.34176	13.67503
実質公債費比率(3か年 平均)	13.4		

(4) 将来負担比率

ア 審査の結果

将来負担比率は、当初 100.7 パーセントとして審査に付されたところ、審査過程における監査委員の指摘事項（後記「審査の概要」参照）及び財政課による数値の見直しによる再算定の結果、表 1 に示すとおり、当該比率は 120.0 パーセントに訂正され審査に付されることとなったが、早期健全化基準 350.0 パーセントを下回るものであった。

そして、当該訂正後の比率及びその算定基礎書類は、財政健全化法等の定めるところにより、適正に算定されたものであると認められるものの、その算定過程の一部には、後記「所見」で示すとおり、講じられるべき措置等に関する事項があり、今後の将来負担比率の算定に向けて意見するものである。

【表 1】審査に付された将来負担比率 (単位：%)

決算年度	将来負担比率		(参考)
			早期健全化基準
平成 19 年度	当初審査に付された比率	100.7	350.0
	訂正後審査に付された比率	120.0	

イ 審査の概要

将来負担比率は、本市の債務のほか、津市土地開発公社の負債の額や他の法人に対する損失補償等の債務を対象に、本市の一般会計等における将来負担を明らかにしようとするものである。

その算定方法は、将来負担額（「健全化判断比率の概要」参照）から充当可能財源等の額を控除した額を、標準財政規模の額から基準財政需要額算入額を控除した額で除して得た数値となることから、これらの算定要素における数値が適正に算定されているか否かなどを審査したところ、主な指摘事項は次のとおりであった。

なお、参考に将来負担比率の算定状況を示すと表 2 のとおりである。

(ア) 将来負担額

将来負担額は、一般会計等において将来負担すべき実質的な負担見込額を算定するものであり、この算定要素のうち、退職手当支給予定額に係る負担見込額については、平成19年度末日に一般職及び特別職の全員が自己都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額を算定するものであるが、職員の区分ごとに示すと次のとおりである。

a 一般職に係る退職手当支給予定額（調整額）

一般職の退職手当支給予定額は、退職手当の基本額及び調整額を算定し、その合計額を計上するものであるが、一部の調整額については、本来適用すべき職員区分ごとの調整月額を誤って適用し算定されていたことから、これを指摘し、再算定を求めた。

b 特別職に係る退職手当支給予定額

特別職に係る退職手当支給予定額は、一般職と同様に、平成19年度末日に自己都合により退職するものと仮定して算定すべきところ、任期满了を仮定した支給率により算定されていたことから、これを指摘し、再算定を求めた。

(イ) 充当可能財源等の額

充当可能財源等の額の特定財源見込額については、将来負担額のうち、地方債の償還額、債務負担行為に基づく支出予定額等の財源に充てることのできる特定の歳入の見込額を算定するもので、その算定要素のうち、主なものを示すと次のとおりである。

a 地方債を原資とする貸付金の償還見込額

法人保留床取得資金貸付金の償還見込額については、当該貸付金の原資とした地方債の現在高を超えた額で算定されていたことから、当該地方債の現在高を上限とするよう指摘し、再算定を求めた。

b 公営住宅の使用料の充当見込額

公営住宅の使用料の充当見込額については、特定歳入算定基準第3条第2項で定める充当方法によらず算定されていたことから、これを指摘し、再算定を求めた。

ウ 所見

審査の概要で示した数値の再算定に至った指摘事項のほか、今後講じられるべき措置等に関する事項について、次のとおり意見を述べる。

(ア) 将来負担額

a 債務負担行為に基づく支出予定額

債務負担行為に基づく支出予定額については、算定基礎書類記載要領において、地方自治法第 214 条に基づく債務負担行為が設定されているものを対象に算定することとされており、津市土地開発公社における先行取得土地の買い戻しに係る債務に関しては、債務負担行為が設定されていないため、算定の対象とされていない。

さらに、国営中勢用水事業償還負担金については、従来、同条に基づく債務負担行為が設定されることなく支出されていたところ、平成 20 年度当初予算において債務負担行為が設定されたものの、当該債務負担行為は平成 21 年度以降の支出予定額（約 29 億円）を設定したものであることを理由に、将来負担比率の算定の対象とされなかった。

これらの事実は、算定基礎書類記載要領に従ったものであったとしても、地方公共団体の将来負担を明らかにしようとする将来負担比率の趣旨にかんがみると、妥当を欠くおそれが懸念されることから、公社については、先行取得土地の買い戻しに係る債務について、事業の所管部局と協議のうえ、債務負担行為を設定されるとともに、他に債務負担行為を設定すべき債務があるか否かを全庁的に調査され、該当債務があると判明した場合は、債務負担行為を設定のうえ、今後の将来負担比率の算定に反映されたい。

b 設立法人等に対する負債の額等負担見込額

設立法人等に対する負債の額等負担見込額については、地方公共団体が設立した土地開発公社の負債の額の負担見込額をはじめ、地方公共団体が損失補償又は債務保証した債務の負担見込額等の合計額により算定することとされており、本市においては、その設立した津市土地開発公社の負債の額、並びに久居都市開発株式会社及び三重県土地開発公社に係る損失補償及び債務保証の債務が対象となる。このうち前 2 法人について、次のとおり意見を述べる。

(a) 津市土地開発公社

同公社の負債の額の負担見込額については、平成 19 年度末日における貸借対照表上の負債の額が、一定の資産の額を超える場合、その超える額となり、当該資産の額

のうち、同公社の保有土地に関しては、原則として、取得価格又は時価評価額のいずれか少ない額を計上（以下、この方法を「低価法」という。）することとされている。そこで、保有土地の区分ごとに、次のとおり意見を述べる。

① 販売の用に供することができる土地の評価

販売の用に供することができる土地のうち、平成19年度中に販売実績のある土地と同一の販売区域に属する土地については、販売用土地の評価に関する基準（平成20年総務省告示第189号。以下「土地評価基準」という。）第1条第2項に定める低価法の例外措置（当初販売公表価格による計上）を一律に適用され、同公社の決算書における土地の期末残高相当額を計上されているが、当該例外措置は、売却実績のある土地と「同年度に当初販売公表価格を設定したもの」に限られると解することから、一律適用は妥当性を欠くおそれがあり、個別の販売用土地に係る当初販売公表価格の設定状況を確認のうえ、適用の是非を判断されたい。

さらに、平成19年度中に販売実績のない土地についても、低価法によることなく、期末残高相当額を計上されているが、土地評価基準第1条第1項第2号は、販売勧誘開始後1年以上を経過した土地について、近傍類似の土地に係る価格変動を勘案した地方公共団体が定める値のほか、販売勧誘開始日の属する年度を初年度とする経過年数を考慮して評価する方法を定めており、当該評価額を算定したうえ、低価法による価格を計上すべきであると解することから、価格変動を勘案した値を定めるなど、評価方法の見直しを検討されたい。

② 賃貸事業用の土地の評価

賃貸事業用の土地（宅地）の評価について、その採用された不動産鑑定評価基準における時点修正率の価格判定基準日は平成19年7月で、当該基準日までの時点修正率を適用されているが、土地評価基準第2条第2項は、時点修正率について「価格判定の基準日における価格を時価による評価を行う日における価格に修

正するために合理的に設定した乗率」と定義していることから、平成19年7月（価格判定の基準日）から平成20年3月31日（時価評価を行う日）までの期間の価格の変動率を推定のうえ、時点修正率を求め、これを適用されることが妥当であると解するため、時点修正率の求め方について検討されたい。

(b) 久居都市開発株式会社

同社の損失補償の債務負担見込額については、損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準（平成20年総務省告示第242号）に定める算定方式のうち、標準評価方式が選択されている。

この方式によると、損失補償債務等負担見込額は、当該法人の財務諸表における数値のほか、同基準第二の二の5に定めるところにより、当該損失補償債務の償還財源に充てるための地方公共団体による財政支援（以下「債務償還財政支援」という。）等の状況を勘案したうえ、あらかじめ分類された債務区分ごとに定められた算入率以上の率を、当該損失補償債務の額に乗じて算定されることとなり、同社の平成19年度（第16期）決算に係る財務諸表の数値のほか、旧久居市による法人保留床取得資金の貸し付けを勘案した債務区分の乗率30パーセントを適用されているが、当該貸付金の債務償還財政支援の該当性の判断について、十分に検証されていないことから、同基準の趣旨を踏まえこれを検証されるとともに、今後の同社の経営状況の推移を踏まえつつ、債務区分の適用を検討されたい。

(イ) その他

算定基礎資料は、将来負担比率の算定に係る数値の情報を容易に検索できるよう整理されていたものの、公営企業債等の繰入見込額及び都市計画税の充当見込額の算定に係る一部の数値の情報は、客観的資料が不足し、検算が困難なものがあったことから、今後の将来負担比率の算定においては、算定基礎資料の十分な整理に努められたい。

【表2】(参考)将来負担比率の算定状況

(単位:千円・%)

区	分	金額
将来負担額	地方債の現在高	104,239,490
	債務負担行為に基づく支出予定額	10,813
	公営企業債等繰入見込額	77,775,983
	一部事務組合等負担見込額	0
	退職手当負担見込額	24,376,467
	設立法人の負債額等負担見込額	5,561,220
	連結実質赤字額	0
	一部事務組合等連結実質赤字額負担見込額	0
	小計(A)	211,963,973
の充 当 可 能 財 源 等	充当可能基金額	23,305,294
	特定財源見込額	15,418,236
	基準財政需要額算入見込額	108,011,235
	小計(B)	146,734,765
将来負担額 - 充当可能財源等の額 (C) (A - B)		65,229,208
標準財政規模の額 (D)		62,565,574
うち臨時財政対策債発行可能額		2,888,590
基準財政需要額算入額 (E)		8,229,178
標準財政規模の額 - 基準財政需要額算入額 (F) (D - E)		54,336,396
将来負担比率 (C ÷ F)		120.0

2 資金不足比率

【参 考】

資金不足比率の概要

●資金不足比率

資金不足比率＝	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模の額}}$
---------	--

「資金の不足額」（公営企業の特別会計（宅地造成事業以外のもの））

- ・ 法適用企業の「資金の不足額」
（流動負債の額と建設改良費等以外の経費の財源に充てる地方債現在高の合計額が、流動資産の額（繰越財源の額を除く。）を超える場合はその超える額）－解消可能資金不足額（※）
- ・ 法非適用企業の「資金の不足額」
（歳出額と建設改良費等以外の経費の財源に充てる地方債現在高の合計額が、歳入額（繰越財源の額を除く。）を超える場合はその超える額）－解消可能資金不足額
（※）事業の性質上、事業開始後一定期間に資金の不足額が生じるなどの事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

「事業の規模の額」

- ・ 法適用企業の「事業の規模の額」
営業収益の額－受託工事収益の額
- ・ 法非適用企業の「事業の規模の額」
営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

(1) 津市水道事業会計に係る資金不足比率

ア 審査の結果

資金不足比率は、表 1 のとおり審査に付されたところ、当該比率及び算定基礎書類は、財政健全化法等の定めるところにより、適正に算定されたものであると認められた。

【表 1】審査に付された資金不足比率 (単位：%)

決算年度	資金不足比率	(参考)
		経営健全化基準(注)
平成 19 年度	—	20.0

イ 審査の概要

資金不足比率は、資金の不足額を、事業の規模の額（「資金不足比率の概要」参照）で除して得た数値となる（以下各会計に係る資金不足比率において同じ。）。

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであることから、平成 19 年度津市水道事業会計決算に係る資金の不足額が生じているか否かを審査した。

同決算における流動負債の額は 7 億 888 万 1 千円で、これに合算すべき建設改良費等以外の経費に充てるための地方債の現在高はなく、他方、流動資産の額は 47 億 1,524 万 1 千円で、そこから控除すべき繰越財源の額はないことから、40 億 636 万円の剰余額が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

なお、参考に資金の剰余額の状況を示すと表 2 のとおりとなる。

(注) 財政健全化法施行令第 19 条で定める公営企業の経営の健全化を図るべき基準で、平成 20 年度以降の決算に係る資金不足比率が、経営健全化基準以上である場合は、経営健全化計画を定めなければならない。

【表 2】(参考) 資金の剰余額の状況

(単位: 千円・%)

区 分	金 額
流動資産相当額 (A) (B - C)	4,715,241
流動資産の額 (B)	4,715,241
繰越財源の額 (C)	0
流動負債相当額 (D) (E - F)	708,881
流動負債の額 (E)	708,881
一時借入金・未払金の額 (F)	0
地方債の現在高 (G)	0
資金の剰余額 (H) (A - D - G)	4,006,360
事業の規模の額 (I)	5,429,683
資金の剰余額の事業の規模の額に対する比率 (以下、各会計に係る資金不足比率において「資金の剰余率」という。)(H ÷ I)	73.78

(2) 津市工業用水道事業会計に係る資金不足比率

ア 審査の結果

資金不足比率は、表 1 のとおり審査に付されたところ、当該比率及び算定基礎書類は、財政健全化法等の定めるところにより、適正に算定されたものであると認められた。

【表 1】審査に付された資金不足比率 (単位:%)

決算年度	資金不足比率	(参考)
		経営健全化基準
平成 19 年度	—	20.0

イ 審査の概要

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであることから、平成 19 年度津市工業用水道事業会計決算に係る資金の不足額が生じているか否かを審査した。

同決算における流動負債の額は 38 万 6 千円で、これに合算すべき建設改良費等以外の経費に充てるための地方債の現在高はなく、他方、流動資産の額は 9,942 万 1 千円で、そこから控除すべき繰越財源の額はないことから、9,903 万 5 千円の剰余額が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

なお、参考に資金の剰余額の状況を示すと表 2 のとおりとなる。

【表 2】(参考) 資金の剰余額の状況 (単位:千円・%)

区 分	金 額
流動資産相当額 (A) (B - C)	99,421
流動資産の額 (B)	99,421
繰越財源の額 (C)	0
流動負債相当額 (D) (E - F)	386
流動負債の額 (E)	386
一時借入金・未払金の額 (F)	0
地方債の現在高 (G)	0
資金の剰余額 (H) (A - D - G)	99,035
事業の規模の額 (I)	21,600
資金の剰余率 (H ÷ I)	458.49

(3) 津市駐車場事業会計に係る資金不足比率

ア 審査の結果

資金不足比率は、表 1 のとおり審査に付されたところ、当該比率及び算定基礎書類は、財政健全化法等の定めるところにより、適正に算定されたものであると認められた。

【表 1】審査に付された資金不足比率 (単位：%)

決算年度	資金不足比率	(参考)
		経営健全化基準
平成 19 年度	—	20.0

イ 審査の概要

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであることから、平成 19 年度津市駐車場事業会計決算に係る資金の不足額が生じているか否かを審査した。

同決算における流動負債の額は 1,075 万 6 千円で、これに合算すべき建設改良費等以外の経費に充てるための地方債の現在高はなく、他方、流動資産の額は 5,005 万 9 千円（単位未満切捨て）で、そこから控除すべき繰越財源の額はないことから、3,930 万 3 千円の剰余額が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

なお、参考に資金の剰余額の状況を示すと表 2 のとおりとなる。

【表 2】(参考) 資金の剰余額の状況 (単位：千円・%)

区 分	金 額
流動資産相当額 (A) (B - C)	50,059
流動資産の額 (B)	50,059
繰越財源の額 (C)	0
流動負債相当額 (D) (E - F)	10,756
流動負債の額 (E)	10,756
一時借入金・未払金の額 (F)	0
地方債の現在高 (G)	0
資金の剰余額 (H) (A - D - G)	39,303
事業の規模の額 (I)	257,311
資金の剰余率 (H ÷ I)	15.27

(4) 津市農業共済事業会計に係る資金不足比率

ア 審査の結果

資金不足比率は、表 1 のとおり審査に付されたところ、当該比率及び算定基礎書類は、財政健全化法等の定めるところにより、適正に算定されたものであると認められた。

【表 1】審査に付された資金不足比率 (単位：%)

決算年度	資金不足比率	(参考)
		経営健全化基準
平成 19 年度	—	20.0

イ 審査の概要

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであることから、平成 19 年度津市農業共済事業会計決算に係る資金の不足額が生じているか否かを審査した。

同決算における流動負債の額は 2 億 6,695 万 6 千円で、これに合算すべき建設改良費等以外の経費に充てるための地方債の現在高はなく、他方、流動資産の額は 5 億 8,209 万 4 千円（単位未満切捨て）で、そこから控除すべき繰越財源の額はないことから、3 億 1,513 万 8 千円の剰余額が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

なお、参考に資金の剰余額の状況を示すと表 2 のとおりとなる。

【表 2】(参考) 資金の剰余額の状況 (単位：千円・%)

区 分	金 額
流動資産相当額 (A) (B - C)	582,094
流動資産の額 (B)	582,094
繰越財源の額 (C)	0
流動負債相当額 (D) (E - F)	266,956
流動負債の額 (E)	266,956
一時借入金・未払金の額 (F)	0
地方債の現在高 (G)	0
資金の剰余額 (H) (A - D - G)	315,138
事業の規模の額 (I)	181,152
資金の剰余率 (H ÷ I)	173.96

(5) 津市風力発電事業特別会計に係る資金不足比率

ア 審査の結果

資金不足比率は、表 1 のとおり審査に付されたところ、当該比率及び算定基礎書類は、財政健全化法等の定めるところにより、適正に算定されたものであると認められた。

【表 1】審査に付された資金不足比率 (単位：%)

決算年度	資金不足比率	(参考)
		経営健全化基準
平成 19 年度	—	20.0

イ 審査の概要

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであることから、平成 19 年度津市風力発電事業特別会計決算に係る資金の不足額が生じているか否かを審査した。

同決算における歳出額は 8,443 万 2 千円（単位未満切上げ）で、これに合算すべき建設改良費等以外の経費に充てるための地方債の現在高はなく、他方、歳入額は 9,885 万 2 千円で、そこから控除すべき繰越財源の額はないことから、1,442 万円の剰余額が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

なお、参考に資金の剰余額の状況を示すと表 2 のとおりとなる。

【表 2】(参考) 資金の剰余額の状況 (単位：千円・%)

区 分	金 額
歳入相当額 (A) (B - C)	98,852
歳入額 (B)	98,852
繰越財源の額 (C)	0
歳出額 (D)	84,432
地方債の現在高 (E)	0
資金の剰余額 (F) (A - D - E)	14,420
事業の規模の額 (G)	82,844
資金の剰余率 (F ÷ G)	17.40

(6) 津市簡易水道事業特別会計に係る資金不足比率

ア 審査の結果

資金不足比率は、表 1 のとおり審査に付されたところ、当該比率及び算定基礎書類は、財政健全化法等の定めるところにより、適正に算定されたものであると認められた。

【表 1】審査に付された資金不足比率 (単位：%)

決算年度	資金不足比率	(参考)
		経営健全化基準
平成 19 年度	—	20.0

イ 審査の概要

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであることから、平成 19 年度津市簡易水道事業特別会計決算に係る資金の不足額が生じているか否かを審査した。

同決算における歳出額は 7 億 9,980 万 7 千円で、これに合算すべき建設改良費等以外の経費に充てるための地方債の現在高はなく、他方、歳入額は 8 億 2,475 万 9 千円で、控除すべき繰越財源の額 2,091 万 9 千円（繰越明許費繰越額 8,250 万 3 千円から未収入特定財源（国・県支出金、地方債）の合計額 6,158 万 4 千円を差し引いた額）を差し引くと、当該歳入額は 8 億 384 万円となることから、403 万 3 千円の剰余額が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

参考に資金の剰余額の状況を示すと表 2 のとおりとなる。

なお、未収入特定財源について、その収入の確実性を証する書類の有無を確認したところ、補助金交付決定通知書及び起債同意書が備えられていた。

【表 2】(参考) 資金の剰余額の状況

(単位: 千円・%)

区 分	金 額
歳入相当額 (A) (B - C)	803,840
歳入額 (B)	824,759
繰越財源の額 (C)	20,919
歳出額 (D)	799,807
地方債の現在高 (E)	0
資金の剰余額 (F) (A - D - E)	4,033
事業の規模の額 (G)	101,925
資金の剰余率 (F ÷ G)	3.95

(7) 津市農業集落排水事業特別会計に係る資金不足比率

ア 審査の結果

資金不足比率は、表 1 のとおり審査に付されたところ、当該比率及び算定基礎書類は、財政健全化法等の定めるところにより、適正に算定されたものであると認められた。

なお、後記「所見」で示すとおり、検討されるべき事項があり、今後の資金不足比率の算定に向けて意見するものである。

【表 1】審査に付された資金不足比率 (単位：%)

決算年度	資金不足比率	(参考)
		経営健全化基準
平成 19 年度	—	20.0

イ 審査の概要

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであることから、平成 19 年度津市農業集落排水事業特別会計決算に係る資金の不足額が生じているか否かを審査した。

同決算における歳出額は 5 億 416 万 8 千円で、これに合算すべき建設改良費等以外の経費に充てるための地方債の現在高はなく、他方、歳入額は 5 億 431 万 4 千円で、そこから控除すべき繰越財源の額はないことから、14 万 6 千円の剰余額が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

なお、参考に資金の剰余額の状況を示すと表 2 のとおりとなる。

ウ 所見

算定基礎書類に計上される事業の規模の額について、算定基礎書類記載要領では、営業収益相当額（主に施設使用料）を計上することとされているところ、新規加入金をこれに含め計上されているが、仮に資金不足比率が生じた場合、同加入金を営業収益相当額に算入することは、比率の低下要因となることから、算定基礎書類記載要領の趣旨を踏まえ、その妥当性を検討されたい。

【表 2】(参考) 資金の剰余額の状況

(単位: 千円・%)

区 分	金 額
歳入相当額 (A) (B - C)	504,314
歳入額 (B)	504,314
繰越財源の額 (C)	0
歳出額 (D)	504,168
地方債の現在高 (E)	0
資金の剰余額 (F) (A - D - E)	146
事業の規模の額 (G)	134,501
資金の剰余率 (F ÷ G)	0.10

(8) 津市下水道事業特別会計に係る資金不足比率

ア 審査の結果

資金不足比率は、表 1 のとおり審査に付されたところ、当該比率及び算定基礎書類は、財政健全化法等の定めるところにより、適正に算定されたものであると認められた。

【表 1】審査に付された資金不足比率 (単位：%)

決算年度	資金不足比率	(参 考)
		経営健全化基準
平成 19 年度	—	20.0

イ 審査の概要

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであることから、平成 19 年度津市下水道事業特別会計決算に係る資金の不足額が生じているか否かを審査した。

同決算における歳出額は 143 億 4,388 万 1 千円で、これに合算すべき建設改良費等以外の経費に充てるための地方債の現在高はなく、他方、歳入額は 146 億 5,199 万 2 千円（単位未満切捨て）で、控除すべき繰越財源の額 3 億 717 万円（繰越明許費繰越額 24 億 7,957 万円から未収入特定財源（国・県支出金、地方債及び事業負担金）の合計額 21 億 7,240 万円を差し引いた額）を差し引くと、当該歳入額は 143 億 4,482 万 2 千円となることから、94 万 1 千円の剰余額が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

参考に資金の剰余額の状況を示すと表 2 のとおりとなる。

なお、未収入特定財源について、その収入の確実性を証する書類の有無を確認したところ、補助金交付決定通知書、起債同意書及び費用負担契約書が備えられていた。

【表 2】(参考) 資金の剰余額の状況

(単位: 千円・%)

区 分	金 額
歳入相当額 (A) (B - C)	14,344,822
歳入額 (B)	14,651,992
繰越財源の額 (C)	307,170
歳出額 (D)	14,343,881
地方債の現在高 (E)	0
資金の剰余額 (F) (A - D - E)	941
事業の規模の額 (G)	2,463,585
資金の剰余率 (F ÷ G)	0.03